

様式83(第9条関係)

台帳	徴収簿			再
入湯税更正(決定)通知書				
第 号	(特別徴収義務者)			
年 月分	住(居)所			
申告書提出期限	(所在地)			
年 月 日	氏 名			
申告書提出月日	(名 称)			
年 月 日	浜松市長			印
<p>地方税法第701条の9及び第701条の12(第701条の13)の規定により下記のとおり更正(決定)しましたので、納期限までに納めてください。</p>				
	課 税 標 準	税 率	税 額	
更正(決定)による課税標準等	円		円	
a				
既に納入の確定した入湯税額				
b				
この通知書により納入すべき入湯税額				
a-b				
	基礎となる入湯税額	課 率	加 算 金 額	
更 正 (決定) による 加算金 額	過少申告 不申告 重 加算 金額 c	円		
	法第701条の12第3項 の規定による減額分 d			
	差引納入額 c-d e			
納期限	年 月 日	納入場所	浜松市指定金融機関等	
<p>納期限までに税金を完納されないときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。</p> <p>(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間・・・年7.3パーセント (各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)</p> <p>(2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間・・・年14.6パーセント (各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)</p> <p>注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。</p>				